

前代未聞！ 裁判所が 「確定判決を守らなくてよい」 なんて言っているのですか？

森友問題での公文書改竄^{かいざん}や裁量労働制に関するデータ捏造等々、

諫早湾干拓の排水門

安倍政権による政治の私物化が進み、民主主義の根幹が破壊される深刻な状況にあります。行政やメディア、司法の支配が進み、事実上の独裁状態にあります。司法の「安倍化」で言えば、籠池夫妻の不当な長期拘留を認める裁判所の姿勢は、民主主義国家では有り得ない異様さです。原発訴訟における司法への人事介入と再稼働容認判決への誘導は、安倍政権が司法をも軍門に下せたことを物語っています。そして今、驚くべきことに、裁判所が「確定判決を守らなくてよい」ことにする決定を出そうとしています。明治期から始まる日本の近代政治史上有り得なかったことが起ころうとしているのです。

それは、2010年に確定した諫早湾の水門開放を命じる判決についての以下の経緯です。確定判決が出た後も、国は開門義務をサボタージュし、義務違反の制裁金として間接強制金の支払いが命じられると、その免除を求める請求異議訴訟を2014年に起こしました。一審の佐賀地裁では国の訴えは棄却されましたが、控訴審の福岡高裁では国の訴えが認められようとしているのです。と言うのも、先月5日に福岡高裁から和解勧告が示されたのですが、その内容は、「開門しないことを前提とする」国の基金案をベースに有明海再生の協議をすることが求められたからです。そして、漁民側には、和解協議決裂の場合は、7月に出す判決で国側に有利な結論を出す可能性が高いことを示唆したのです。勧告の背景には、国が沿岸4県漁連に対して、許認可や補助金の権限を武器に、国の基金案を受け入れるよう執拗に迫り、強引に承諾を得たことがあります。

漁民が勝ち取った開門請求権を一方向的に放棄せよと言うからには、相当の代案がなければなりません。国の有明海再生事業は14年間に約1000億円を投じて続けられながら、根本的な漁場改善は全く進まず、漁船漁業を中心に漁業被害が続いています。国の基金案も従来の再生事業の延長であり、これを持って開門請求権を放棄せよとは、あまりにも一方向的です。また、請求異議訴訟において、国は、荒唐無稽な苦し紛れの主張の羅列しかできず、司法がこれを認めることは常識的に有り得ません。福岡高裁の和解勧告から示唆される姿勢は、国の確定判決履行義務違反に対する制裁を免除するもので、国は開門義務から事実上解放されることから、「確定した判決を守らなくてよい」と司法自らが言うに等しいものです。

**諫早湾の水門開放を命じた確定判決について、
福岡高裁が前代未聞の決定を出そうとしています！**

請求異議訴訟における 司法の安倍政権に従属した姿勢を許さない！

安倍官邸が最高裁事務総局などのチャンネルを通じて司法に圧力をかけているものと推察されますが、「確定判決を守らなくてよい」ことを裁判所が事実上認めてしまったら、裁判制度が著しく揺らぎます。被害救済を司法に求めてようやく勝ち取った権利さえも放棄させられるなら、一体どこに被害救済を求めればよいのでしょうか。

ことは有明海だけにとどまらず、すべての訴訟に通じます。

また、開門を命じた確定判決は、地域住民を騙して強引に干拓事業を進めてきた国に対する警告でもあります。未だに反省がない国に対して、制裁金支払いを免除することは、理不尽な対応をし続ける国を追認するものに他なりません。

諫早湾の開門問題と言うと、全国的には農業者と漁業者の対立と捉えられ、複雑になった訴訟経緯などもあり、なかなか関心を持ってもらえません。しかし、上記のとおりすべての訴訟に通じる深刻な問題でもあるのです。そして、農業者VS漁業者という対立の構図も違います。国が干拓事業を推進するため、偽の防災効果論を地元には振り撒き、開門判決確定後には農業者を盾として馴れ合いの開門阻止訴訟を進めてきたのです。

今年になって、干拓地の営農者が開門を求めて国と争う裁判が始まりました。優良農地であると国に聞かされて入植したものの、実際には劣悪な農地で、作物被害が頻発しているのです。干拓事業の被害者は漁業者ばかりでなく、農業者も被害者なのです。農業者の被害軽減のためには、淡水化した調整池に海水を入れる開門が必要です。

今も国の縛りにあっている農業者が国の盾から解放され、自由に意思表示できる環境が必要です。そして、今こそ、農漁共存を実現するため、前提条件の無い和解協議が必要です。

そのためには、国や裁判所の理不尽な動きに対して、全国から抗議の声を集める必要があります。みなさまのご支援をよろしくお願いします。



今こそ開門を含めた和解協議で
農漁共存の実現を！

【お問い合わせ・ご支援の宛先】 有明海漁民・市民ネットワーク

東京事務局 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4-205 SYスタジオ内 TEL/FAX 03-3986-6490
Eメール ph@ariake-gyomin.net 郵便振替口座 00120-3-250346 (カンパをお願いします！)